

タイ国別研修「定量的アプローチに基づく低炭素政策形成研修」に係る参加意思確認公募の実施について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、気候変動分野の開発の中核を担うタイ国天然資源環境省及び関係省庁の人材に対し、定量的アプローチに基づく低炭素政策策定に必要な能力向上を達成するべく、政策策定に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。本研修を通じて、研修対象者が国別目標と長期戦略を含む低炭素政策に係る概要を理解し、代表的なエネルギー経済モデルや統合評価モデルによる定量的分析の概念やその分析の実施方法、モデルの開発とタイ国に合わせた改良の方法等を習得することを目指しています。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人海外環境協力センター（以下「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、1990年の設立以来、海外の環境保全に関する協力・調査研究等を通じ、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献することを目的として、気候変動・フロン対策・資源循環／3R等の分野における活動を幅広く展開しています。特に気候変動分野の業務では、タイ・バンコク都の気候変動マスタープラン策定・実施促進のための支援に2009年の開始以降10年以上にわたり関与しており、タイにおける気候変動分野の支援の経験・実績を有しています。近年では国連気候変動枠組条約（COP）の日本政府代表団の交渉官としてパリ協定起草に職員を派遣し、国際的な枠組みに継続的に15年以上職員を派遣しています。

さらに特定者は、JICAの課題別研修や国別研修の経験も豊富で、直近5年間では、「地球温暖化対策」「気候変動への適応」「気候資金へのアクセス改善に係る能力強化」等のコースの受託経験を有しています。また、ASEAN諸国に気候変動分野の短期・長期専門家を数多く派遣しており、タイ国には2009年以降短期専門家を3度、長期専門家を1度派遣した実績を有しています。同国の人材を対象とした本研修コースにおいて、同国の事情に合ったプログラムを着実に実施・提供できる唯一の機関であるといえます。

このことから、以下の「2.応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：国別研修「定量的アプローチに基づく低炭素政策形成研修」
研修委託業務
- (2) 案件概要：別添1「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022年度）：2022年5月16日～2022年6月3日、講義時間は各日4時間程度（予定）
- (4) 契約履行期間（2022年度）：2022年4月22日～2022年8月31日（予定）

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

※2022年度の研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響により、オンライン研修を実施します。2023年度は来日研修を想定しますが、状況によってはオンライン研修とする可能性があります。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和01・02・03年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴

力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の

個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2023年度まで計2回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じ2023年度案件が中止となった場合を除く、2023年度案件が2024年度以降に延期の場合は原則継続契約）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2022年2月15日(火) 17:00まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・参加意思確認書(別添2)、同確認書で提出を求められている資料等 ・誓約書(別添3) ・応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	<p>メール又は郵送</p> <p>※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。</p> <p>※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。</p>
(2) 審査結果の通知	通知日	2022年2月22日(火)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	<p>メール又は郵送</p> <p>※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。</p> <p>※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。</p>
	請求締切日	2022年3月2日(水)
	回答予定日	2022年3月9日(水)
	回答方法	メール又は郵送
(3) 提出場所・メールアドレス	<p>〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5</p> <p>JICA 東京 経済基盤開発・環境課(担当:宮本)</p> <p>電話:03-3485-7652</p> <p>メールアドレス:tictree@jica.go.jp / Miyamoto.Ryo@jica.go.jp</p>	

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添2）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- す。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

国別研修「定量的アプローチに基づく低炭素政策形成研修」

研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022年度に係るものである。2023年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：定量的アプローチに基づく低炭素政策形成研修
- (2) 技術研修期間：【オンライン研修】2022年5月16日～2022年6月3日
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員：15名
 - 2) 研修対象国：タイ王国
 - 3) 主な研修対象組織・対象者：
タイ天然資源環境省天然資源環境政策計画局
Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE)
Office of Natural Resources and Environment Policy and Planning (ONEP)
- (4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的

タイ王国（以下、タイ）は、2015年に国別目標（Nationally Determined Contributions; NDC）を国連気候変動枠条約（UNFCCC）事務局へ提出しており、NDCにおいて2030年までに対策を講じなかった場合（BAU）と比較してGHG排出を20%削減（国際的支援を受ける場合には25%削減）することを目標として掲げている。タイ天然資源環境省（MONRE）天然資源環境政策計画局（ONEP）は、2017年に「緩和に係るNDCロードマップ2021-2030」を策定し、NDCの削減目標達成にむけてエネルギー・交通・廃棄物・工業等の分野の緩和行動を定め、MONRE及び関係省庁はその実施を進めている。タイ政府は、2021年11月のUNFCCC第26回締約国会合（COP26）において、2030年までに40%削減、2050年までにカーボン中立、2065年までにネットゼロという目標を発表した。この発表を受けて、長期目標達成にむけたロードマップの作成が必要な状況で

ある。

UNFCCC 締約国は、NDC の進捗状況の捕捉に必要な情報を含む隔年透明性報告書 (Biennial Transparency Report; BTR) を 2 年毎に提出し、2025 年以降は 5 年毎に NDC を更新・提出することが義務付けられている。ONEP は、タイの NDC および気候変動に係る長期戦略の策定を所掌する部局であり、2025 年までに現在の NDC の見直し・更新作業を行う必要がある。なお、初回の BTR 提出期限は、2024 年末である。タイは、定量的分析に係る知見、定量的分析に必要な幅広い分野のデータ収集・蓄積に係る知見、定量的分析結果を解釈し政策策定への活用方法に係る知見が不足している。今後タイが NDC の見直し・更新作業を行うにあたり、定量的分析とその分析結果に基づく GHG 排出削減目標の設定や緩和行動の策定といった低炭素政策の策定能力の向上が不可欠である。

(6) 案件目標 :

タイ国天然資源環境省及び関係省庁の定量的アプローチに基づく低炭素政策策定に必要な能力が向上する。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 国別目標 (NDC) と長期戦略を含む低炭素政策に係る概要を理解する。
- 2) 代表的なエネルギー経済モデルや統合評価モデルによる定量的分析の概念、定量的分析の実施方法、モデルの開発とタイ国にあわせた改良の方法を習得する。
- 3) 定量的分析の結果に基づく低炭素政策の策定方法を習得する。
- 4) 定量的分析に必要な情報・データ、その出所、収集・蓄積・更新の方法を理解する。

(8) 研修内容

1) 想定される研修項目

- ア. タイにおける NDC・低炭素政策に係る最新の状況
- イ. パリ協定の枠組み：世界の排出量の傾向、パリ協定の内容、パリ協定に係る国際交渉の動向、中長期の目標・戦略 (NDC と長期戦略)、透明性
- ウ. 気候変動・排出シナリオと気候モデル：代表的なシナリオ・モデルの概要、長所・短所、シナリオ・モデルを活用した定量的評価のプロセス、定量的評価に必要なデータ・情報
- エ. 低炭素政策の策定：日本における長期戦略策定の経験、定量的評価

に基づく低炭素政策策定のプロセス

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. レポートの作成・発表

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年4月22日～2022年8月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講義の録画（必要な編集を含む）
- 12) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 13) 講師・見学先への手配結果の報告
- 14) 研修監理員との連絡調整
- 15) 事前および当日の接続確認
- 16) プログラム・オリエンテーションの実施
- 17) 研修のファシリテーション
- 18) 研修員の技術レベルの把握
- 19) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 20) 研修員からの技術的質問への回答
- 21) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 22) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 23) 閉講式実施補佐

- 24) 研修監理員からの報告聴取
- 25) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 26) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 27) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名または2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

別添 2 「参加意思確認公募 参加意思確認書」

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

国別研修「定量的アプローチに基づく低炭素政策形成研修」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 全省庁統一資格（令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有する場合）
登録番号：

- 2 添付資料（令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有していない場合）
 - （1）組織概要
※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。
 - （2）登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から
3 ヶ月以内のもの）
 - （3）財務諸表（写）（申請日直前 1 年以内に確定した決算書類）（写）
 - （4）納税証明書（写）（その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの）

- （2）その他の要件：
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以 上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2022年度国別研修「定量的アプローチに基づく低炭素政策形成研修」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上